

表6

基準器検査手数料一覧表

令和7年4月1日施行

種 類	能 力	手 数 料
タクシメーター装置検査用基準器		14,400円
基準台手動はかり ひょう量が5トン以下のもので、 かつ目量又は感量がひょう量の 20,000分の1以上のもの	ひょう量が1kg以下のもの	3,510円
	ひょう量が1kgを超え10kg以下のもの	5,400円
	ひょう量が10kgを超え50kg以下のもの	8,110円
	ひょう量が50kgを超え200kg以下のもの	10,900円
	ひょう量が200kgを超え500kg以下のもの	14,000円
	ひょう量が500kgを超えるもの	14,000円に500kgまでを超えるごとに 7,010円を加算した金額
一級基準分銅(F2)	表す質量が200g以下のもの	3,400円
	表す質量が200gを超えるもの	8,610円
二級基準分銅(M1)	表す質量が5kg以下のもの	700円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	850円
	表す質量が50kgを超えるもの	9,500円
三級基準分銅(M2)	表す質量が5kg以下のもの	500円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	700円
	表す質量が50kgを超えるもの	7,600円
液体基準タンク (燃料油メーター検査用のもの)	全量が25L以下のものに限る	14,800円

注1 体積計のうち、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとにこの表に定める手数料の額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 知事が指定する場所以外の場所で基準器検査を行う場合にあっては、当該基準器検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該基準器検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1個についての金額とする。

※1 滋賀県計量法関係手数料収入証紙の売りさばき人は(一社)滋賀県計量協会(草津市川原町149番1)